

令和7年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務委託仕様書（案）

1 業務の名称

令和7年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務

2 委託期間

業務委託は2社を選定し、それぞれの委託期間は以下のとおりとする。

- (1) A社 契約締結日から令和7年9月5日（月）まで
- (2) B社 契約締結日から令和7年1月30日（日）まで

3 業務の基本的方針

被害者の約9割が「自分はだまされない」と考えていながら被害に遭っている現状を踏まえ、高齢者を中心とした被害対象者自身が当事者意識を持っていただくとともに、高齢者を取り巻く全ての世代に向けて「地域・家族の絆で詐欺から守る」という意識を醸成することを目的とする。

4 委託する業務の内容

(1) 共同キャンペーン

インパクトのあるキャッチフレーズを提案して受託者と長野県警察との電話でお金詐欺被害防止共同キャンペーンを展開。

(2) 共同キャンペーン期間

ア A社 令和7年7月15日（火）から令和7年9月15日（月）まで

イ B社 令和7年10月1日（水）から令和7年11月30日（日）まで

※ア、イいずれの受託者の選定は委託者において決定する。

(3) 共同キャンペーン内容（CM作成は必須とする）

ア CM・特集番組等放送業務

CM、特集番組等を制作し、可能な限り、高齢者をはじめ高齢者を取り巻く全ての世代が視聴しやすい時間帯に放映する。

また、期間中の家族が集まる機会となりそうな祝日や土日、高齢者がお金を引き出す機会となる「年金支給日（偶数月の15日）の前日」などを放送日に含めるように配慮する。

イ ホームページ、公式チャンネル等による啓発活動

特に国際電話を利用した手口やSNSを利用した投資名目の詐欺などについては、ホームページ、X、YouTube等の公式チャンネル用の注意喚起広告を作成、掲載し、注意喚起を図る。

ウ その他

上記のほか、印刷物、イベント等自社で保有する広告等効果的な啓発が期待できる広報媒体を活用し啓発を行う。

(4) CM、特集番組の放送について

ア 基本的内容

電話でお金詐欺等の被害対象者に対して当事者意識を醸成させるインパクトのある内容にしつつ、高齢者をはじめ被害対象者の家族を含めた周囲の者が、電話でお金詐欺等の被害を阻止するためにはどう行動を起こせばいいのかなど、効果的な対処法について分かりやすい構成及び内容とする。

イ CMの内容

CMは、前記アを加味し以下の内容を取り入れた2種類(15秒・30秒の別は含まない)以上のものとする（実写、アニメーション、CGなど表現方法は問わない。）。

(7) 電話対策

自宅の固定電話に犯人から電話がかかってきたことをきっかけとした被害は、前年に比べて減少はしたものの、依然として全体の約4割を占め、その大半が高齢者宅にかかってきている状況から、電話による防犯対策を啓発する内容。

(イ) 誰もが被害者となり得るという当事者意識の醸成

被害者のほとんどが「自分だけはだまされない」という思い込みをしてだまされており、その自信が被害防止対策を行う必要性を低く見積もっている状況から、当事者意識を醸成する内容。

(ウ) 増加傾向にある手口に関する啓発

令和6年度の発生傾向については以下のとおり。

- 増加傾向にある手口・・・架空料金請求詐欺及びオレオレ詐欺
- 割合を占める手口・・・架空料金請求詐欺、オレオレ詐欺がそれぞれ全体の約4割
- 具体的な手口・・・「簡単に稼げる」等の副業名目の架空料金請求詐欺、SNSのビデオ通話に誘導してだます手口

※ 上記手口は発生状況によって啓発するタイミングが異なる場合があるため、柔軟な放送を要する。

(エ) 新たに電話でお金詐欺とは別類型の手口として定義されたものについても啓発
SNS等を通じて対面させることなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により金銭等をだまし取るもの。

ウ 参考

具体的な手口内容やその対策等については、委託者と協議するほか、警察庁、長野県警察や長野県が公表する

- 警察庁公式ホームページ（特殊詐欺対策）
https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.html
- 長野県警察公式ホームページ（電話でお金詐欺等対策）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/anshin/tokusyu/index.html>
- 長野県公式ホームページ（防犯）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/anzen/bouhan/index.html>

など、特殊詐欺関連の統計資料等を参考とすること。

(6) 留意事項

ア 放送内容、放送日・回数等は提案内容を基本原則とするが、委託者からの要望があった場合は、可能な範囲で放送日、放送内容等を変更すること。

イ 制作したCM、番組、印刷物、ホームページ等は放送前に委託者へその内容の確認を行うこと(ニュース番組は除外)。

ウ 長野県警察で委嘱している信州安全安心サポーター(県内にゆかりのある著名人)を活用することは可能(事前に活動承諾を得ているサポーター員に限る)であるが、出演者の許諾等は委託者と協議した上、受託者にて行うこと。

5 契約保証金

当該業務の契約に際しては、契約者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則143条に該当する場合は契約保証金を免除する。

6 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行う。

(2) 受託者は、事業の実施に際して、必要がある場合は、委託者に対し委託料の100分の30に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

7 業務の再委託

受託者は、受託業務を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ長野県警察本部長の承諾を得たときは、第三者に委託することは可能である。

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たり取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等に基づき適正に行うこと。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

10 報告

(1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から5日以内に委託者に提出すること。

(2) 受託者は、委託業務完了後10日以内に、委託業務完了報告書を委託者に提出すること。

なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出すること。

- ・放送確認書（放送終了後提出済みの場合は不要）
- ・制作した映像等のコピー
- ・その他、事業実施が確認できる書類、成果品

11 その他

(1) 契約の締結に当たっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

(2) 本業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整すること。

(3) 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、受託者に業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(4) 制作する資料が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。

(5) 本業務により制作されるコンテンツ（映像、BGMを含む。）の著作権は委託者に帰属することとし、委託者は事前連絡なく加工及び二次利用できる。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できる。納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うものとする。

(6) 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(7) 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。

(8) 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には利用しないこと。

(9) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めることができることとする。